親鸞と被差別民衆



安城御影（真宗大谷派蔵）

真宗大谷派（東本願寺）
解放運動推進本部

親鸞と被差別民衆

はじめに

浄土真宗の宗祖である親鸞聖人が亡くなって750年の時にあたり、関心が高まっています。親鸞聖人は、当時「屠沽の下類」などとされてきた人々をはじめ多くの民衆と出会い、ともに生きるなかで、すべての人が等しく救済されるとする悪人正機をとなえました。また、戒律において僧侶の妻帯を否定し、また女性を蔑視した当時にあって、親鸞聖人は妻帯をし、ともに生きました。

本展では、親鸞聖人の思想とあらためて向き合うことで、聖人が生きた時代の身分制と被差別民衆について考え、親鸞聖人が克服しようとしていた問題について明らかにします。

また、被差別部落の多くは浄土真宗と深い関わりがあることから、真宗をはじめとした仏教と部落問題の歴史についても知るとともに、親鸞聖人の思想と生き方を通して、浄土真宗がこれまでの歴史のなかで部落問題とどのようにかかわってきたかをたどり、これからの部落問題について考えます。

そして、そのことによって、「なぜ、いま親鸞なのか」という、現代における親鸞思想の意義を確かめることによって、人間解放への道を明らかにしたいと思います。

「親鸞と被差別民衆」展実行委員会
大阪人権博物館　浄土真宗本願寺派　真宗大谷派

【凡例】

一、時代区分は概ね次の通りとした。
　古代　鎌倉幕府成立まで(12世紀終わりまで)
　中世　鎌倉幕府成立から織田・豊臣政権成立まで(12世紀終わりから16世紀中ごろ)
　近世　織田・豊臣政権成立から明治維新まで(16世紀中ごろから19世紀中ごろ)
　近代　明治維新からアジア太平洋戦争終了まで(19世紀中ごろから20世紀中ごろ)
　現代　アジア・太平洋戦争終了から現在まで(20世紀中ごろから現在)
一、年代表記は1872年までは和暦のあとに(　)で西暦を示し、1873年以降は西暦をさきに和暦を(　)で示した。
一、資料名、原資料に付されたもののうち、簿冊および書籍は『　』、一枚ものは「　」とし、内容に応じて当方で付けたものは括弧なしとした。
一、資料の所蔵者名は敬称を略した。
一、資料中に「穢多」「穢寺」等の差別的な表現があるが、その時代の差別状況を理解するための歴史的用語として、そのまま掲載した。
一、本展は、企画・構成、解説執筆を「親鸞と被差別民衆」展実行委員会がおこなった。

〇本展の開催にあたり、下記の関係機関にご協力をいただきました。
石川県立歴史博物館・叡山文庫・大谷大学図書館・大谷大学博物館・西念寺・住蓮山安楽寺・聖聚来迎寺・真宗教団連合・
水平社博物館・専修寺・東京国立博物館・東大寺総合文化センター・二尊院・佛光寺・本誓寺・龍谷大学図書館　　(五〇音順)

略年譜

1173年 承安3年	1歳	日野誕生院付近にて日野有範の長男として誕生。
1181年 養和元年	9歳	京都青蓮院で慈円のもとで出家得度。範宴と号す。
		養和の飢饉。
1192年 建久3年	20歳	源頼朝、征夷大将軍に任じられる。
1201年 建仁元年	29歳	六角堂に参籠し、夢告をえる。
		法然のもとに通い、専修念仏の門に入る。
		以後、綽空と名告る。
1206年 建永元年	34歳	興福寺衆徒が専修念仏禁止を訴える。
1207年 承元元年	35歳	専修念仏停止の院宣くだる。
		僧籍を剥奪され越後に配流される。
		恵信尼との生活をはじめ、愚禿釋親鸞と名告り、非僧非俗の生活をはじめる。
1212年 建暦2年	40歳	法然が京都で入滅。
1214年 建保2年頃	42歳	東国布教活動のため越後を出発する。
		上野国佐貫で浄土三部経千部読誦を発願、やがて中止。
		常陸へ行く。
1221年 承久３年	49歳	承久の乱。幕府、後鳥羽上皇を隠岐へ配流。
1224年 元仁元年	52歳	このころ『教行信証』初稿本成立か。覚信尼誕生。
		延暦寺衆徒の奏請により専修念仏禁止される。
1262年 弘長2年	90歳	入滅。東山鳥部野に葬られる。
（浄土真宗本願寺派では新暦を採用しているため、1263年1月16日）		
1263年 弘長３年		恵信尼、覚信尼宛消息を書く。
1268年 文永５年		恵信尼この頃入滅。
1272年 文永9年		覚信尼が「大谷廟堂」を建立。


出家


配流


入滅

濁世を生きた親鸞
山を出でて

末法の世

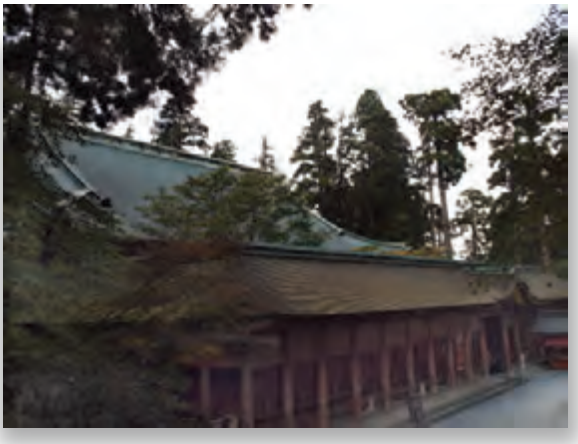
「末法」とは、正・像・末の三時思想という、釈迦入滅後の、仏教の歴史観の一つである。「正法」とは、教えがあり、それに従って行じ、それによって証りへと至る、教・行・証すべて具わった時代であり、500年間と1000年間との二つの説がある。これに続く「像法」とは、教えがあり、行ずる者もいるが、それが必ずしも証りへと至らない時代で、これが1000年間続く。「末法」とは、教えだけが遺り、行ずることもできず、証りへと至らない時代で、これが一万年続く。さらに、その後では、教えさえ遺らない「法滅」の時代となる。日本では、永承7年(1052)が末法元年と考えられた。親鸞が生きた時代は、戦乱や災害が相次ぎ、仏教界も混迷し、まさに末法の様相そのものであった。その時代にあって、親鸞は、釈迦が法滅の時代に至ってもこの教えだけは遺すと説かれた念仏の道を、真の仏弟子として歩んだのである。



「十界図」(聖聚来迎寺蔵)

比叡山延暦寺

中世の仏教界は、南都六宗と天台宗、真言宗の寺院・僧侶が官寺・官僧として国家の体制を支えていた。なかでも親鸞が修行した天台宗の比叡山延暦寺は、日本仏教の中心学場として、長い歴史のなかですぐれた僧を輩出していた。そのなかには、浄土教の基礎を築いた源信や融通念仏宗の開祖・良忍もいた。



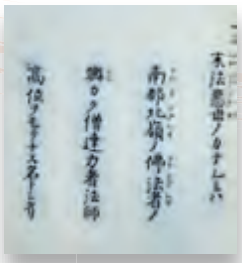
比叡山根本中堂

旧仏教の混迷

平安時代後期、大寺院では武装した僧兵が横行した。特に延暦寺と興福寺の僧兵は、寺院間の抗争や朝廷への強訴を繰り返した。その横暴さに、白河院は鴨川の水、双六のさいとともに、思うようにならないのが僧兵(山法師)であるといった。



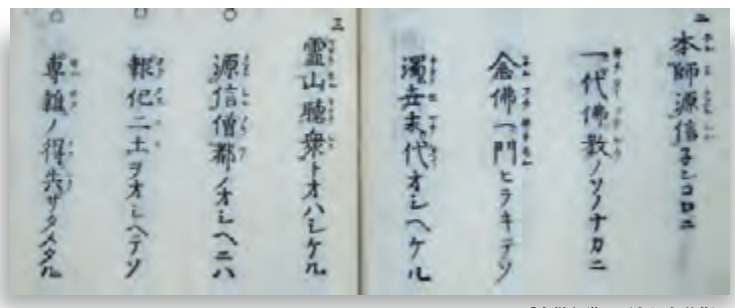
「天狗草紙」(模本)(東京国立博物館蔵 Image:TNM Image Archives)



「正像末和讃」(大谷大学蔵)

比叡山と浄土教

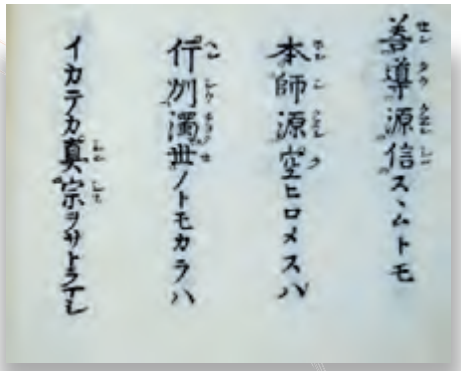
比叡山の源信は、著書『往生要集』で、末代濁世における仏道を往生極楽の道に見定め、浄土教発展の基礎を築いた。源信は往生の要は念仏を本とすると説いたが、この念仏思想に親鸞は、大きく影響を受けており、『教行信証』や『高僧和讃』で源信の徳をたたえている。



「高僧和讃」(大谷大学蔵)

法然と念仏

法然は比叡山の学僧であり、「智慧第一」とよばれるほどであったが、中国の善導が記した浄土教についての書物と出遇い、「一心に弥陀の名号を専念」する「専修念仏」の道を選んだ。法然は、新たに「浄土宗」を開き、東山の吉水で専修念仏の教えを広めた。法然は、「南無阿弥陀仏」と称えることで、男女貴賤の区別なく西方極楽浄土へ往生することができるとした。


善導源信スヽムトモ
本師源空ヒロメスハ
仟別濁世ノトモカラハ
イカテカ真宗ヲサトラテシ

「高僧和讃」（大谷大学蔵）

法然の念仏観

法然は著書『選択本願念仏集』で、末法の世においては、修行によってこの世で仏となることは難しく、浄土往生の教えによるほかないとする。そして仏像や堂塔を建立したり、難しい学問や厳しい行をすることができる人は限られているのだから、そういったことが必要だとしたら救われるものはごく少数になる。そうではなく、男女貴賤を問わず、日々の暮らしのなかで誰でもできる念仏こそが、阿弥陀如来が選び取った行（選択本願念仏）であるとして、念仏だけを称えることを主張した。吉水で念仏を広めていた法然のもとには僧や公家などのほか、多くの庶民が教えを聞くために集まっていた。



『選択本願念仏集』（大谷大学蔵）

比叡山の親鸞

親鸞は養和元年（1181）、9才の時に『愚管抄』を記したことで知られる慈円のもとで出家得度した。のちに慈円が検校を勤めていた比叡山の横川にある常行三昧堂で堂僧として、念仏を絶えず唱え続けるという厳しい修行などを続けていたと考えられている。しかし、長期にわたる厳しい修行にもかかわらず、燃えさかる煩悩に苦悩する親鸞は、20年間修行を続けた比叡山をおりる決意をした。



延暦寺常行三昧堂

六角堂参籠

建仁元年（1201）に山をおり進むべき道を見いだせなかった親鸞は、京都の町中にある六角堂に百日間籠もるしかなかった。その際に、95日目に救世観音の夢告を受けた親鸞は、すぐさま六角堂での参籠をやめ、吉水で念仏の教えを広めていた法然のもとに向った。



六角堂



六角堂親鸞銅像

濁世を生きた親鸞

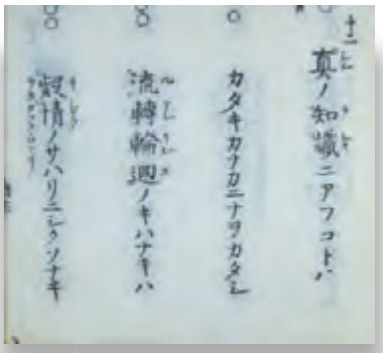
山を出でて

法然と親鸞

親鸞は、どんな人にもただひとすじに念仏の道を説く法然の教えをさらに百日間聞き続け、専修念仏の門に入った。のちに『高僧和讃』のなかで、「真の知識にあふことは、かたきがなかにもなをかたし」と述べ、法然と出遇えたことを歓んでいる。



『御伝鈔』（複製本）（大谷大学蔵）



『高僧和讃』（大谷大学蔵）

南都仏教と念仏

奈良興福寺は元久2年（1205）、貞慶（じょうけい）が起草した「興福寺奏状」を朝廷に提出し、9ヶ条にわたって専修念仏を批判した。奏状は、法然が無断で新しい宗派をたてたこと、釈迦を軽視することなどの批判に加え、神仏によって護国安寧を祈るという従来の国家と宗教の関係・秩序を揺るがすものであるとし、専修念仏の禁止と法然らの処罰を求めている。これを機に専修念仏に対して顕密仏教から公然と非難の声があがるようになった。



「興福寺奏状」（東大寺蔵）

『選択本願念仏集』書写

親鸞は、元久2年（1205）に僅かな門弟にしか閲覧が許されていなかった法然の著書『選択本願念仏集』の書写を許され、さらに法然の肖像画を写すことも許された。当時、こうした聖教の書写を許すということは、師が教えを伝えるに相応（ふさわ）しい人物であると認めたことを示すものである。法然は親鸞の書写した『選択本願念仏集』に自ら筆を執って「選択本願念仏集」という内題の字と「南無阿弥陀仏　往生之業念仏為本」とを記し、さらに当時親鸞が名告っていた「釈綽空」の名を書いて与えた。



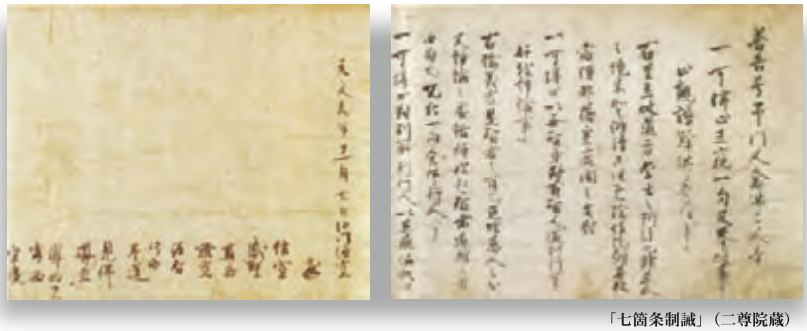
『御伝鈔』（複製本）（大谷大学蔵）



『教行信証』「化身土巻」後序（個人蔵）

「七箇条制誡」

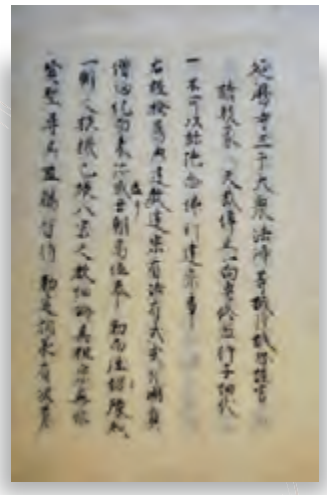
専修念仏に対して比叡山、興福寺から批判が高まるなか、法然は衝突を避けるために、天台の教えを批判するものではないことを記した誓文を天台座主に送り、あわせて弟子達に他宗の批判をしないことや戒律を守ることなどを戒めた「七箇条制誡」を記し、門弟190名に署名をさせて延暦寺に送った。このなかには、87番目に親鸞（当時は「綽空」）の名も見える。



「七箇条制誡」（二尊院蔵）

比叡山による専修念仏停止要求

法然らによる専修念仏の教えは急速に民衆の間に広まっていった。しかし、興福寺だけでなく鎌倉幕府や比叡山なども、こうした新しい動きに危機感を抱き、異端の思想と見なして弾圧を繰り返した。元仁元年(1224)、親鸞52歳のときにも、比叡山は、専修念仏の教えを異端と見なし、敬うべき神に背き、国家秩序を乱すものとして、専修念仏の停止を求めて奏状を朝廷に提出した。



「一向専修停止事」(叡山文庫蔵)

承元の法難と流罪

比叡山や興福寺からの専修念仏批判が高まるなか、後鳥羽上皇が寵愛する側近女性が念仏法会に参加した。その女性は、法然の教えに帰依し、無許可で出家したため、怒った上皇が法然らの専修念仏を弾圧した。その結果、専修念仏の停止が命じられただけでなく、法然門弟のうち4人が死罪となり、法然と親鸞ら門弟7人も流罪に処されることになった。この事件を「承元の法難」という。



『御伝鈔』(複製本)(大谷大学蔵)



「安楽寺縁起絵」(住蓮山安楽寺蔵)

越後の親鸞

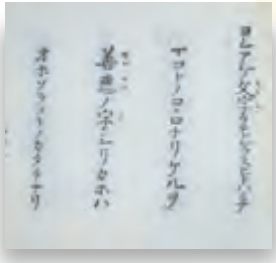
親鸞は、承元の法難によって僧籍を剥奪されて越後国(現・新潟県)に配流されることになった。この時、親鸞は「愚禿釋親鸞」と名告るようになる。これは、僧籍を剥奪されたなか、律令に基づく官僧でもなければ仏の教えから離れた俗人でもなく、自らの愚かさを自覚してただ念仏に生きるという生き方の宣言でもあった。非僧非俗として生きることを選んだ親鸞は妻の恵信尼とともに越後での生活を開始する。



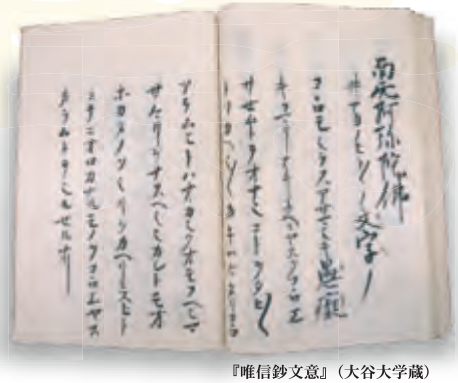
『御伝鈔』(複製本)(大谷大学蔵)

親鸞といなかのひとびと

親鸞は流罪の地越後で、自然の厳しさの中で、都の富や権力などとはまったく無縁に、人間としてのいのちを日々つなぐことに懸命な人々に出会った。そこには、生き抜くためには、たとえ悪事と言われていることでもあえて行なわなければならない悲しさをかかえた人々の生活があった。親鸞は、そのような人たちとの出会いを通して、自らが凡夫であるとの深い自覚のもと、あらためて念仏の教えをいただき、生涯このいなかの人びとを大切にしていった。



『正像末和讃』(大谷大学蔵)



『唯信鈔文意』(大谷大学蔵)

濁世を生きた親鸞

山を出でて

無戒名字の比丘

親鸞が、越後や関東で出会った人たちは、仏道を歩む最も基本的な戒律である「五戒」(生き物を殺さない、盗みをしない、よこしまな男女関係をもたない、うそを言わない、酒を飲まない)さえも保つことができない人びとであった。すべての人間を救うということをいのちとする仏教が、救われない人間を逆に生み出していることを知った親鸞は、戒を破らなければ生きていけない人間の悲しさと向き合うなかで、「戒」を保つことこそが仏道を歩むことであるとしてきたこれまでの仏教のあり方に決別し、本願念仏をいただく仏教者としての名告りを根拠とする、真の仏弟子としての道を歩みはじめる。



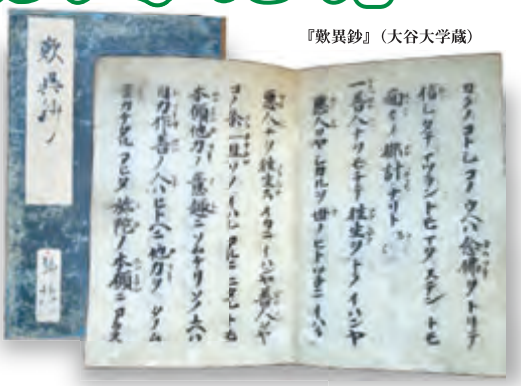


『御伝鈔』(複製本)
(大谷大学蔵)

『教行信証』
(大谷大学蔵)

「善人なおもて往生をとぐいわんや悪人をや」

いのちを紡ぐためには、「生きものを、ころし、ほふる」こともしなければならなかった人たち。親鸞が生きた時代に「悪人」と呼ばれた人たちを、『歎異鈔』では「他力をたのみたてまつる悪人、もっとも往生の正因なり」と阿弥陀如来の具体的な救済の対象として語る。厳しい現実の中で、煩(わずら)い悩む生活者としての深い悲しみを生きる人たちの中に、親鸞は、他力をたのむということの本質を見出し、自らの自覚の言葉として頷(うなづ)き、全ての人が等しく救済される道を明らかにしていった。



『歎異鈔』(大谷大学蔵)

恵信尼と親鸞

仏教の女性観

中世には、「五障三従(ごしょうさんしょう)」という考えのために、女性のままでは仏になることができず、成仏するためには一度男性にかわらないといけないという考えがあった。また、女性はケガレが多く、また僧の修行の妨げになるなどの理由で、女性の立入を認めない寺院も多く、当時の仏教の救いから女性は排除されていた。また、公には僧侶は戒律により妻帯が認められていなかった。



血盆経(個人蔵)

女人結界石
(大阪人権博物館蔵)

法然の妻帯観

法然は妻帯を否定しなかった。法然自身は妻帯していないが、念仏ができる様に生活することが大切であって、念仏の妨げになることは何であれ避けるべきである。もし結婚しないでいることが念仏の妨げになるのなら、結婚して念仏をするべきだと言っている。こうした法然の教えは、親鸞にも大きな影響を与えている。



「絵系図」(仏光寺蔵)

「興福寺奏状」の批判

僧侶が女性と交わることを戒律で禁じられていたなかで、妻帯を否定しない法然らの思想は異端視され、当時の仏教界からは厳しい批判をうけた。法然・親鸞らの専修念仏が弾圧される契機のひとつとなった「興福寺奏状」には、専修念仏者が「女犯・肉食は往生を妨げない」と主張していることが問題視され、批判されている。



「興福寺奏状」（東大寺蔵）

親鸞の妻帯

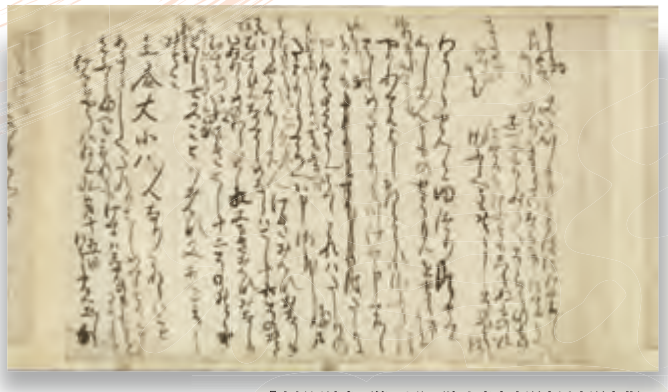
親鸞は、恵信尼という女性と出会い、ともに生きる道を選んだ。恵信尼は親鸞の理解者として歩みをともにし、関東などでともに布教を行なった。恵信尼は、親鸞との間に多くの子をもうけている。のちに親鸞が京都に戻ってからは、越後の地で念仏者としての人生を全うした。晩年に越後から京都にいた娘の覚信尼にあてた手紙が残っている。



恵信尼肖像（龍谷大学蔵）

恵信尼と覚信尼

親鸞の妻となった恵信尼は、越後の豪族三善（みよし）氏の娘であったといわれている。晩年の娘の覚信尼にあてた手紙からは、恵信尼は高い教養があったこと、８人の下人を抱えるだけの経済力を持っていたことがわかる。覚信尼は親鸞の臨終に立ち会い、親鸞門弟と共に親鸞の廟堂を建立し、のちの本願寺の基礎を築いた。



『恵信尼消息』（第二通）（浄土真宗本願寺派本願寺蔵）

念仏者恵信尼

親鸞の教えがどのように伝えられたかを記した『交名牒（ぎょうみょうちょう）』には、恵信の名前とともに、その弟子として３人が見えている。親鸞の他の弟子たちとおなじように、恵信尼も念仏集団を組織していたことを示している。恵信尼は、妻として親鸞を支えた存在というよりも、親鸞の教えに共鳴し、同行としてともに念仏の教えを広める活動をしていたことがわかる。



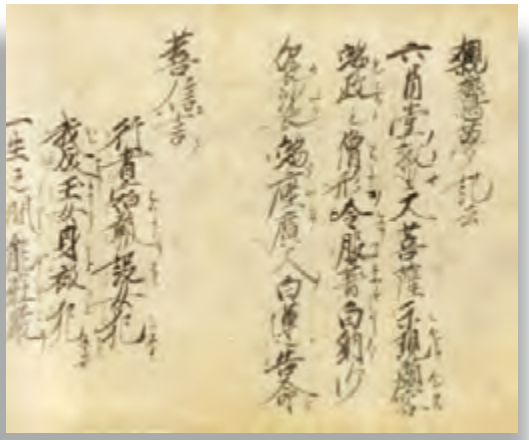
『交名牒』（西念寺蔵）

濁世を生きた親鸞
恵信尼と親鸞

六角堂の夢告

親鸞は建仁元年(1201)、29歳の時に京都六角堂に参籠して夢告を得た。「女犯偈」であるといわれている。当時、修行僧にとって「女犯」は破戒の一つであった。しかし夢告は「行者、宿報にて設い女犯すとも」と、「女犯」を「宿報」すなわち普遍的な人間の罪業の報いと教え、自らの罪の自覚と、共なる解放と救済の方向を親鸞に明示した。親鸞はこの夢告を「数千万の有情に」告知することを願いとした。恵信尼文書によれば親鸞は夢告を得るや、比叡山を出て、法然の弟子となったとあり、まさに生涯の転機となった。

行者宿報設女犯
我成玉女身被犯
一生之間能荘厳
臨終引導生極楽



「親鸞夢記」(専修寺蔵)

被差別民とともに

中世の被差別民

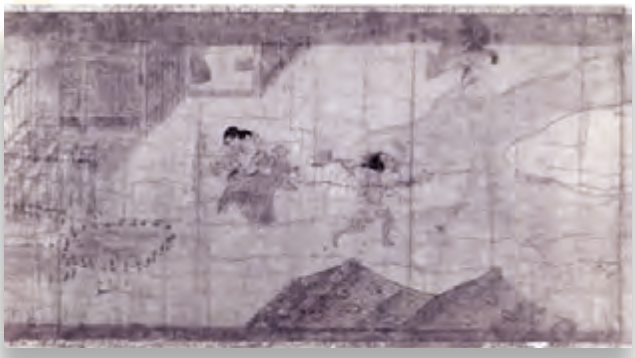
中世の人びとは、さまざまな理由で都市や村落などの共同体から流出した貧窮民を「非人」と呼んだ。「非人」は、都市や交通の要衝、寺社の門前や困窮者の救済施設である悲田院に集住し、物乞いなどで生活をするようになる。賤視・差別をうけるようになっていった彼らは、次第に境界にあたる坂などに集まり「宿」「非人宿」と呼ばれる集団を形成した。業病・不治の病とされて賤視されていた「癩者」(主としてハンセン病)も「非人」に含まれた。他にも、寺社など「散所」と称する年貢のかからない土地に住まわせた「散所非人」や河原に居住して、死牛馬の処理をするとともに皮革や皮革細工を生産する河原者もいた。親鸞の生きた時代にはこのような多様な被差別民がいたのである。



「一遍上人絵伝」巻第7(東京国立博物館蔵　Image:TNM Image Archives)

河原者

平安期から鎌倉期には河原者と呼ばれる被差別民が史料にしばしば見られるようになる。河原者は、河原に居住して、死牛馬の処理をするとともに皮革や皮革細工を生産するため、地域によっては「かわた」などとも呼ばれていた。鎌倉末から南北朝期ころには、「エタ」とも呼ばれるようになっていたが、その頃には河原者を殺生に関わる「悪人」とする考え方があった。



「天狗草紙」(東京国立博物館蔵) Image:TNM Image Archives

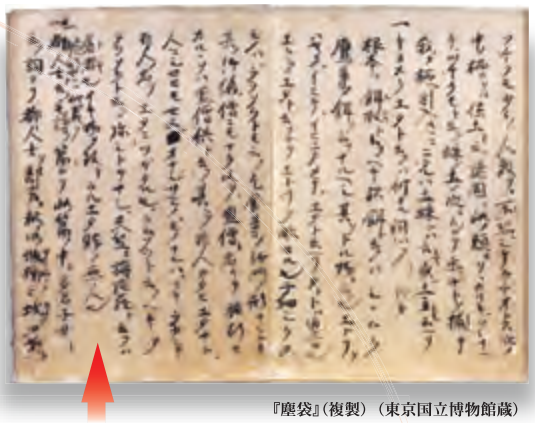


「七十一番職人歌合」(大阪人権博物館蔵)

濁世を生きた親鸞
被差別民とともに

河原者と悪人

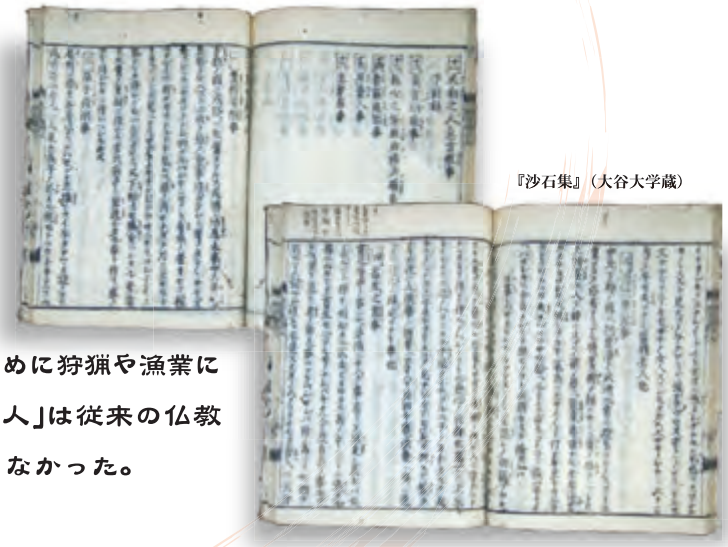
殺生にたずさわる人を「悪人」と見なす時代にあって、「エタ」と呼ばれた被差別民は人との交際も許されない「悪人」であると厳しい差別をうけていた。『塵袋』という辞書には、「イキ物ヲ殺テウル、エタ体ノ悪人」とあり、こうした人びとを、インドの「旃陀羅」や中国の「屠者」になぞらえて厳しく批判している。中世の被差別民は、とくに罪深い「悪人」であると認識され、賤視をされていた。親鸞が生きていた当時は、こうした考え方が一般的だった。



『塵袋』（複製）（東京国立博物館蔵）

殺生堕地獄観

中世には、狩猟や漁業のような殺生を生業とする人々は「悪人」で、死後は地獄に堕ちるという考えが広まっていた。また、しばしば為政者は、仏教的な考えに基づいて、殺生を禁じたり、魚網の放棄、放鳥などを命じる法令が出されていた。しかし、中世の社会においては、「悪人」といわれながらも、生きていくために狩猟や漁業にたずさわらざるをえない人びとも多い。こうした「悪人」は従来の仏教では、狩猟などをやめないかぎり、救済の対象とはならなかった。



『沙石集』（大谷大学蔵）

中世の狩猟民

宗教意識の広がりによって、殺生や肉食をよくないこととする考えが広まった。しかし、一方で古代から動物の皮・肉などを手に入れるため、あるいは動物による農作物の被害をくい止めるために狩人による狩猟は行われた。仏教説話などには、こうした狩猟民が仏教の教えと出会い、生き物の命を奪っていたことを後悔し、寺院を建立したり出家をする説話も多い。しかしながら、実際に生業として狩猟をしている人びとにとっては生きていくための手段であり、容易にやめることはできない。



「七十一番職人歌合」（大阪人権博物館蔵）

親鸞御影

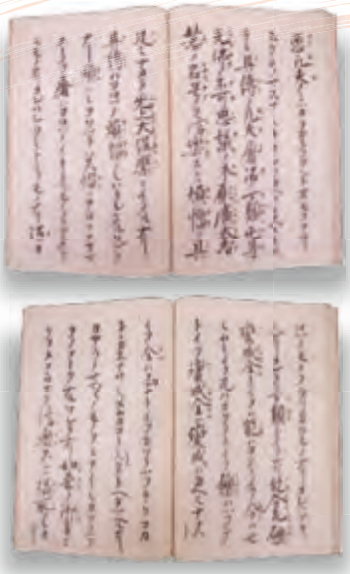
「安城御影」には、黒衣墨袈裟を着け、両手で念珠を爪繰り、高麗縁上畳に獣の皮のようなものを敷いて座す親鸞像とともに、日頃の愛用品であろうか火桶、おそらく猫の皮のようなものでつくられた草履、鹿杖が置かれている。絵の上部に「願生偈」と『無量寿経』からの文、下部に「正信偈」の文を親鸞自ら記し、愚禿親鸞八十三歳と署名されている。「熊皮御影」は、高麗縁の上畳に熊皮をしいて親鸞が座すところから、「熊皮御影」の名称で呼ばれている。上部に「女犯偈」の文が記されている。「けものの皮」を描き込んだこれらの御影は、日常生活の中で、親鸞とこれらの品物を作った人々とのつながりの深さを読み取ることができる。



安城御影（真宗大谷派蔵）

濁世を生きた親鸞
被差別民とともに

屠沽の下類

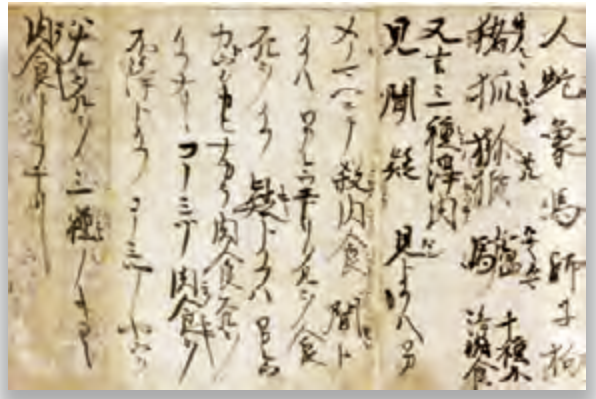




上：猟師「七十一番職人歌合」（大阪人権博物館蔵）
左：『唯信鈔文意』（大谷大学蔵）

「屠」はものの命を奪う漁・猟師、「沽」は商人。当時の仏教の常識では、殺生を職業としている者は「不殺生戒（ふせっしょうかい）」を犯し、商人は嘘を言って人をたぶらかし「不妄語戒（ふもうごかい）」を犯す悪人・下類とみなされていた。ところが、親鸞はそれらを「瓦礫（かわらつぶて）」として「れふし（漁・猟師）・あき人（商人）・さまざまのものは、みな、いし・かはら・つぶてのごとくなるわれらなり。如来の御ちかひをふたごころなく信楽すれば、摂取のひかりのなかにをさめとられまゐらせて、かならず大涅槃のさとりをひらかしめたまふは、すなはちれふし・あき人などは、いし・かはら・つぶてなんどをよくこがねとなさしめんがごとしとたとへたまへるなり。」（『唯信鈔文意』）とわれらを含めて黄金のごとく尊厳なものにかえなすのが阿弥陀如来の本願なのだと説いた。

肉食（にくじき）と親鸞



「浄肉文」（専修寺蔵）

親鸞は出家者が食べても罪にならない肉とそうでない不浄の肉について涅槃経などから抜き書きした「浄肉文」を書写している。この「浄肉文」は、妻帯の契機となった六角堂参籠の際に得た夢告を記したものの裏に書かれている。このことから、親鸞が肉食という戒と真剣に向き合おうとしていたことがうかがえる。

親鸞の葬送と犬神人（いぬじにん）



『御伝鈔』（複製本）（大谷大学蔵）

中世の清水坂には、非人たちを統括して鳥部野で行われる葬送にたずさわるとともに、比叡山などの命をうけて京都の犯罪人の取り締まりなどをする被差別民、犬神人がいた。犬神人は念仏者の検断などにも携わっていたが、『御伝鈔』のなかには親鸞の葬送を描いた場面で、被差別民の犬神人が親鸞を慕って火葬の場に現れたように描かれたものがある。

非僧非俗

非僧非俗（ひそうひぞく）



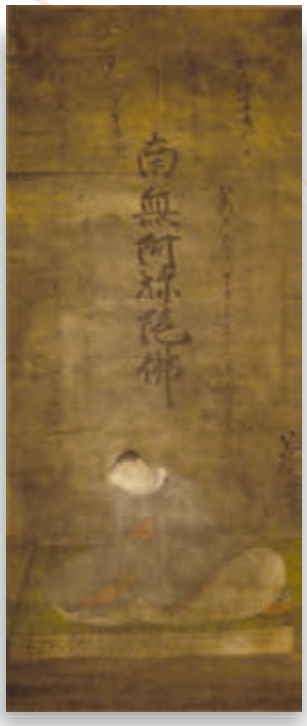
『教行信証』後序（個人蔵）

承元の法難以降、親鸞は「しかれば、すでに僧にあらず俗にあらず」と「非僧非俗」の生き方を選んだ。「非僧」とは、権力と結びつき国家の庇護のもとで真の証りへの道を見失った官僧ではないという姿勢、「非俗」とは、欲望にひきずられ、世俗の生活に埋没する俗人でもないという生き方であった。非僧非俗とは、釈迦の弟子であるという「釋」の名告りにおいて、真の仏弟子の立場をあきらかにするために生きるのだという親鸞の生き方の表明でもあった。

濁世を生きた親鸞
非僧非俗

「愚禿釋親鸞」の名告り

親鸞は、藤井善信（ふじいよしざね）という罪名を用いず「愚禿釋親鸞」と名告った。「愚」とは、法に照らされ知らされる自己中心の深い闇をかかえる私であるという自覚であり、「愚者になりて往生す」と述べた法然の弟子であるという表明である。元来、「禿（かむろ）」とは修行僧の髪の毛が伸び放題になった状態で、結わないことから被差別の立場を表していた。親鸞は愚禿釋親鸞の名告りにおいて、不当な念仏弾圧に対して厳しい批判を展開するとともに、内なる私の有り様を問い続けたのである。



「禿御影」（本誓寺蔵）



『教行信証』（個人蔵）

親鸞の教えと被差別部落の人びと

本願寺と親鸞の教え

弘長２年（1262）、親鸞90歳の時、京都の善法坊にて病臥、入滅した。末娘の覚信尼が、土地を寄進し大谷の廟堂（本廟）の留守職（世話役）となった。この廟所の運営について、「しんらん上人のゐ中の御でしたち御なかへ」という寄進状をしたため、個人の所有にせず門弟の共有とした。その後、三代覚如は、廟堂に「専修寺」の寺号をあげようとしたが比叡山より排撃をうけ、「専修」の字は取り下げたが後に「本願寺」を名のった。覚如は、『口伝鈔』や『改邪鈔』などを著して、親鸞の教えを広めたと同時に、親鸞－如信（親鸞の孫）－覚如という法の相承を強調、廟堂の真宗教団の理念を示し実現をめざした。また『親鸞聖人伝絵（御伝鈔）』では、天皇家や藤原家との関わりを強調し、「本願寺の聖人・親鸞」の像を打ち出した。


大谷本廟 御茶毘所

一向一揆と本願寺合戦

戦国時代、浄土真宗の教えが広まると、各地で寺院・道場を中心に村をあげて帰依し、強固な信仰組織がつくられた。こうした集団が蜂起し、戦国大名などの支配に抵抗するようになっていった。織田信長の上洛後、軍資金や寺地の明け渡しを強要された本願寺は、信長を法敵と見なし、全国の門徒に決起を促した。戦闘は各地で激しく行われたが、拠点となった大坂の本願寺には、全国から門徒が集まり、信長勢を苦しめた。それは、天正8年（1580）に朝廷の仲介により大坂の本願寺を明け渡すまで10年にわたり続いた。


顕如上人像（石川県立歴史博物館蔵）

親鸞の教えと被差別部落の人びと

庶民のなかの親鸞

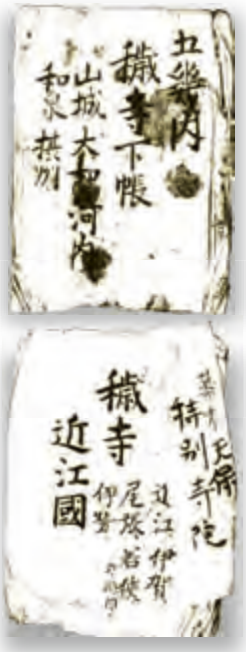
親鸞の生涯や思想は、寺院で親鸞の命日に行われる法要（報恩講）の際に読まれる『御伝鈔』や法話などを通して、解りやすく広められていった。そうしたなか、親鸞に対する親しみとともに、親鸞が訪れたと伝える地域や寺院で史実とは別にその言動や不思議な話など、多様な言い伝えが生まれていった。親鸞の存在が、人びとにとって身近に感じられる存在であったことをうかがうことができる。


西本願寺の報恩講「御傳鈔拝読」（浄土真宗本願寺派提供）


東本願寺の御遠忌での「坂東曲（ぶし）」（真宗大谷派提供）

本願寺と部落差別

江戸時代、寺院はキリスト教徒取締のため宗門人別改（しゅうもんにんべつあらため）の制度を担い、ここに寺檀制度（じだんせいど）が成立した。寺院は身分制度にもとづく幕府の民衆支配・統制の一角を担ったのである。それにともない、東西本願寺も身分制社会を反映した制度を作り上げていた。「東派浄土真宗一派階級之次第」は、「穢多寺」の大谷派における初出資料であるが、ここには、それを「別種」のものとし、また「外交リ之ナシ」「本山ニオイテ剃刀コレナシ」としている。本願寺派では、被差別部落の寺院を別帳にした「穢寺帳（えじちょう）」という名簿を作成したり、寺院が本山に物事を願い出る時の申請料である冥加金（みょうがきん）が一般寺院より被差別部落寺院は五割増であったり（『諸事心得之記』）、教学を学ぶ研修機関である学林（がくりん）に被差別部落寺院の僧侶が何年在籍しても上級へ進めない疑籍制限などの部落寺院に対する差別的な制度があった。また、資料には「院家（いんげ）」という言葉と「穢多寺」という言葉が対比されていることから、部落差別の問題と天皇制の関係を読み取ることができる。


『穢寺帳』（西本願寺提供）

悪しき「業・宿業（ごう・しゅくごう）」論

「あきらめの教学」ともいわれる。本来の業思想とは人間を解放していくはずのものであるが、差別を受ける人々に、この世の苦しみは自身の前世の行いが悪かった宿業によるものとあきらめさせ、この世で念仏をたのむなら来世は必ず苦しみを逃れた平等の浄土に生まれ変わることができると寺院の布教などにおいて説き、現実の差別を容認・肯定した。さらに、嘉永元年（1848）年、高知の寺院での蓮如上人350回遠忌での布教において「信仰の篤い被差別民は来世は一般の身分に生まれてくると教化した」という記録がある。

真俗二諦（しんぞくにたい）

親鸞は『教行信証』の化身土巻において、最澄作と言われている「末法燈明記」を引いて、「真諦・俗諦、たがいに因って教えを弘む」と真俗二諦について語っている。仏法は真如の法を明らかにすると同時に、その法が具体的な人間の道として開かれなければその意義を失う、という意味である。ところが明治期以降、現世においては天皇の忠良なる臣民となり（俗諦）、来世に浄土に往生する（真諦）と意味を転倒させ、真俗二諦をことさら強調し、さらにはそれが「宗風」であるとした。西本願寺においては、「当流は二諦相資の宗風にして」（広如上人・1869年〈明治2〉）とした。東本願寺では、1875年（明治8）に出された厳如上人の御教書に「二諦相依の宗風」という言葉が出ている。その意図は、時の政府への迎合であり、当然の流れとして戦争協力と天皇制というものへ大きく力を添えていくことになった。



御垂示『宗報』号外
1904年（明治37）2月15日発行

全国水平社と浄土真宗

1922年3月、自主的解放を目指した部落民衆によって全国水平社が創立された。全国水平社創立の際に可決された、いわゆる「水平社宣言」には「悪人正機」を説いた親鸞の思想も大きな影響を与えていた。しかし親鸞の教えを引き継ぐ東西本願寺などは、正面から部落差別に取り組もうとしなかった。そこで全国水平社は、部落問題に取り組むよう東西本願寺に強く働きかけた。



『水平』第一巻 第一号
（大阪人権博物館蔵）



黒衣同盟

1922年10月、奈良県五条の西本願寺の住職である広岡智教によって黒衣同盟が設立された。黒衣同盟は本願寺内における僧侶の座席や色衣に関する差別を廃止し、部落への募財拒否を実現しようとしたもので、親鸞が着用した黒衣から名づけられた。しかし黒衣同盟の影響力は限られたものであり、本願寺の差別的な体質を変えるまでには至らなかった。



「黒衣同盟生る」原稿
（水平社博物館蔵）

一如会と真身会

1924年10月に浄土真宗本願寺派で梅原真隆らによって一如会が設立され、1926年3月には真宗大谷派で武内了温らによって真身会が設立された。一如会と真身会は、全国水平社とは一線を画しながら部落差別をなくそうとする融和団体であった。これらの融和運動は宗教的な懺悔を基本としながら部落差別の反省を説き、政府の融和政策と共同歩調をとりながら進められた。しかし、翼賛体制のもと融和団体を同和奉公会に一体化させようとする動きに同調するなど、国家・天皇制の枠を超えられなかったという限界があった。



梅原真隆



武内了温

現代のとり組み

浄土真宗本願寺派の同朋運動

戦後、浄土真宗本願寺派（西本願寺）では、教団の戦争協力と差別の温存に対する反省から、今日まで同朋運動をすすめてきた。同朋運動は、部落差別を受けてきた門信徒や僧侶などが、差別からの解放を求めて自ら立ちあがったことにはじまる。そして、私と教団の差別の現実を課題とし、差別・被差別からの解放をめざしてきたのである。しかし、その間にも教団内では差別事件があいつぎ、教団と寺院・僧侶は門信徒から厳しく問われることとなった。今日、差別と苦悩の現実から出発するという同朋運動の精神は、部落差別をはじめとしてハンセン病差別などあらゆる差別の解消と、非戦・平和への取り組み、東日本大震災復興支援や自死（自殺）の問題など現代社会の苦悩への取り組みなどに深化と広がりをみせている。

真宗大谷派における解放運動

真宗大谷派は、水平社創立当初から、被差別部落のご門徒から、教団の差別土壌、次々に惹き起こす差別事件に対して厳しい糾弾・問題提起を受けてきた。それは、本願寺教団との深いつながりを基底にした、差別・被差別に対する深い悲しみと「親鸞に帰れ」という大きな願いから発せられるものであった。大谷派における解放運動は、これらの問いかけに向き合い、自らを親鸞の教えに照らし、そこから、この時代、この社会の中で、人間と人間が水平に出会える世界、非戦平和が実現する世界、すなわち「同朋社会」の顕現に向けて、一人ひとりが歩みだす運動である。今、まさに、宗祖の七百五十回御遠忌、そして教団あげて推進してきた信仰運動である同朋会運動50年という時にあたり、あらためて、人間解放に向けた取り組みの推進を、教団の社会的使命と受け止め、新たなる50年の扉を開いていきたい。

親鸞と被差別民衆

「親鸞と被差別民衆」展パンフレット

【 制　作 】
「親鸞と被差別民衆」展実行委員会

【 編　集 】
真宗大谷派 解放運動推進本部

【 発　行 】
真宗大谷派

【 発刊日 】
2011年11月28日
2012年 3月28日 第二刷